

一、額ヲシテ客認スルハ依而上不可ナルヲ以テ工場長ニ  
 シ管分一任セラレ度シト遊、職工代表等ハ一先ツ引揚テ  
 十の人名ノ職工等ト該合シ結局工場長ノ意見ニ従フヘキ旨ヲ  
 示シニ工場長ニ其ノ旨ヲ答テ與ヘ一應内滿解決ナリ  
 一、将来ノ豫測

右項ノ如ク一應内滿解決セリト雖モ職工側ハ固下ノ大勢ニ  
 謀テ行フニ適セス故ニ今回大ケハ遺憾ナラテ引揚ヘシト  
 ナレモニシテ工場長ノ今後ノ出振如何ニ依リテハ幸談ノ  
 再燃ルルハシト認メラレ、ヲ以テ報中  
 一、中(通)報候也

第三七六九号  
 昭和八年八月二十二日

職 額 考

- 一、十五日平均賞與ヲ日割制ニサレタシ
- 二、全従業員ノ湯銭ヲ支給サレ度シ
- 三、種卷大及ハライ達ニ對シ年内十五銭ノ値上ケサレタシ
- 四、見習工ノ工賃ヲ一ヶニ率トシテ四十銭ノ賞與百ヶ増ス毎  
 二十銭ノ賞與ヲ支給サレ度シ
- 五、半途次方ヲ変更ノ場合ハ特例道日給其ノ後ハ請員制トサレタシ
- 六、作業ノ手袋一週一足ヲ支給サレタシ
- 七、年二回ノ定期試験一由半考次七ノ得給ケ行ハレタシ

右項ノ諸議案並ニ其ノ由答相成候  
 昭和八年八月二十二日  
 従業員一同